

2008年11月10日 全5頁

ASBJ、債券の時価会計緩和 容認の方向

制度調査部 古井 一洋

「その他」から「満期保有」への変更がポイント

「要約〕

- 2008 年 11 月 6 日に、ASBJ(企業会計基準委員会)は、「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」に対して寄せられたコメントを審議した。
- 審議の際にASBJの事務局から示された案は、次のとおりである。
 - ・「売買目的」から「その他」、「売買目的」から「満期保有」、「その他」から「満期保有」への分類の変更は、「稀な状況」においてのみ認める。分類の変更は一定期間の臨時措置として認める。
 - ・振替の時期について遡及適用(例えば2008年10月1日から適用)は認めない。
 - ・分類の変更時には所定の注記を求める。
- 一方、金融機関や発行会社側からは、「その他」から「満期保有」への振替は「稀な状況」以外でも認めるべき、分類の変更は、例えば 2008 年 10 月 1 日になどに遡及して認めるべきとの要望や臨時措置に留めることへの疑義が示された。
- ASBJでは11月12日に公開草案の議論が行われる。金融機関・発行会社側の要望どおりの見直しとなった場合、実質的に時価会計凍結となる。そのようなことのないよう慎重な議論が望まれる。

1. 事務局から示された案

- ◎2008 年 11 月 6 日に、企業会計基準委員会(ASBJ)は、「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」に対して寄せられたコメントを審議・検討した。
- ◎ASBJの事務局側からは、以下の案が示された。
- (1) 分類の変更の容認 (「稀な状況」)
- ◎「売買目的有価証券」から「その他有価証券」、「売買目的有価証券」から「満期保有目的の債券」、「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」への保有目的分類の変更を「稀な状況」に限って認める。
- ◎「稀な状況」とはそれぞれ以下の場合を指す。
 - ◇「売買目的有価証券」から「その他有価証券」への変更 「特に想定しなかった市場環境の著しい変化により活動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を売却することが極めて困難な期間が相当程度生じているようなまれな場合において、企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにしたとき」
 - ◇「売買目的有価証券」から「満期保有目的の債券」、「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」への 変更

上記のまれな場合+分類変更後の債券が「満期保有目的の債券」の定義要件を満たすとき

- (2) 遡及適用の可否
- ◎分類の変更を遡及して認めることはしない。(例えば2008年10月1日まで遡及して適用することは認めない)
- (3) 恒久的措置か臨時的措置か
- ◎今回の分類の変更は例外的な取扱いであるため、一定期間内に存続の要否を検討すべきである。
- (4) 分類変更時の会計処理
- ◎「売買目的有価証券」から「その他有価証券」、「売買目的有価証券」から「満期保有目的の債券」への分類変更については、変更時の時価を新しい取得価額とし、変更時までの時価の変動は損益として計上する。
- ◎「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」への分類変更については、変更時の時価を新しい取得価額と し、従前の償却原価と時価との差額は、満期まで期間配分する。
- (5) 分類の変更の注記
- ◎分類の変更の際には、以下の注記を行なう。
 - ①振り替えた債券の内容とその金額
 - ②振り替えた時点の前提となった「稀な状況」と判断するに至った概況
 - ③振り替えた債券に関して計上された当期の損益の額
 - ④振り替えた債券の期末の時価と貸借対照表計上額
 - ⑤振り替えた債券が引き続き「売買目的有価証券」であったものとした場合の当期の損益への影響

2. ASBJでの議論の論点

- ◎財務諸表利用者、一部の学識者からは、「見直しは必要ない」、「見直すとしても事務局案レベルに留めるべき」との意見が示された。
- ◎一方、金融機関・発行会社側、一部の学識者からは、事務局案に対して、下記のような意見が示された。
 - ◇「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」への分類変更は「稀な状況」に限定せず容認すべきである。 国際会計基準では「稀な状況」に限定していない。
 - ◇振替の変更は、例えば2008年10月1日まで遡及して適用すべきである。
 - ◇振替の変更を、臨時的措置に留めるのはいかがなものか。
- ◎なお、公認会計士サイドからは、遡及適用を認めるのはまさに決算操作である、振替の変更は適用期限を明確 にして「実務対応報告」などで示すという考え方もあるのではとの意見も示された。
- ◎ASBJでは、11月12日に公開草案の原案を示して議論を行い、可能であれば同日に承認して公開し、意見募集を行なう予定である。

3. 影響

◎11 月 6 日の委員会では、「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」への分類変更について、「稀な状



- 況」に限定せず緩和すべきとの意見が、主として金融機関側から示された。
- ◎分類の変更を安易に認めると、減損が必要なほどではないものの、価格が下落している(あるいは価格が下落してうな)債券の分類を変更し、損益又は純資産に価格の下落が反映されないようにする処理が頻発する可能性がある。そのような振替が行われれば、企業は含み損を抱え込むことになり財務内容は毀損していく。
- ◎特に「その他」から「満期保有目的」への変更を安易に認めた場合は、事務局案の会計処理によれば、振替時点で生じていた評価損は振替時に一括して損益計算書に計上するのではなく満期まで償却するため、損益計算書への計上が繰り延べられてしまう。さらに、銀行等の金融機関の場合、「その他」から「満期保有」に分類を変更することにより、振替後に生じた評価差損をTier1自己資本から控除しなくてもよくなる※。したがって、「売買目的」から「その他」、「売買目的」から「満期保有目的」以上に、振替が頻発する可能性がある。
 - ※もっとも、この点について金融庁からは11月7日に下記の特例措置を08年12月四半期(半期決算の金融機関については2009年3月期決算)から2012年3月期決算までの間適用する方針が示されている。
 - ①国内基準が適用されている預金取扱金融機関については、その他有価証券の評価損を、自己資本の基本的項目 (Tier1) から控除しないこととする。
 - ②国際統一基準が適用されている預金取扱金融機関については、信用リスクのない債券(標準的手法においてリスク・ウェイト0%が適用されている有価証券)の評価損益について、評価益を自己資本の補完的項目(Tier2)に算入しないとともに評価損も自己資本の基本的項目(Fr71)から控除しない取扱いも認めることとする。
- ◎企業や金融機関が「その他」の分類で保有する有価証券は「売買目的」や「満期保有」で保有されている有価 証券よりも圧倒的に多く、「その他」から「満期保有目的」への振替が安易に認められた場合、債券等に関し ては、実質的に時価会計を凍結したのと同じ効果を生むことになってしまう。その弊害は、「売買目的」から 「その他」、「売買目的」から「満期保有目的」への振替を認めるよりもはるかに大きいものと思われる。慎重な議論が望まれるところである。

参考1 IASBの取扱い

(1) 金融商品の分類

図表1 IASBの金融商品の分類と評価方法

保有区分	主な要件	評価方法	財務諸表への影響
売買目的	以下のいずれか ・ 短期間に売買 ・ 短期的利益を獲得するポートフォリオの一部 ・ デリバティブ	時価	時価の変動が ・損益計算書 ・貸借対照表
いわゆる公正価	・会計上のミスマッチの解消等の要件を満足する		に影響
値オプション	場合、当初に指定		
満期保有投資	・ 固定の支払額及び満期、かつ、・ 満期まで保有する意思と能力	償却原価	
貸付金及び債権	・ 固定の支払額及び満期、かつ、・ 活発な市場での公表価格なし		_
	(上記を満たせば有価証券 (債券) でも区分可)		
売却可能金融資	・ 売却可能に指定、又は、 ・ 他の区分以外	時価	時価の変動が、貸借
産			対照表に影響
			(評価差額は「その
			他包括利益」)



(2) 金融商品の分類変更の可否と会計処理

図表2 IASBにおける金融商品の分類変更の可否と会計処理

振替元	振替先	振替の可否	振替が認められる状況	会計処理
売買目的保有(デ	売却可能金融資産	稀な状況での	◇(当初の意図に反して)短	◇時価で振り替え
リバティブを除	(日本でいう「その	み可能	期間で売買することがなく	る。
<)	他有価証券」)		なったこと	◇振替時までの時
			◇10月13日の改訂で可能に	価の変動は損益
	満期保有投資			計上
	貸付金及び債権	右記の場合に	◇(当初の意図に反して)短	◇減損の適用あり
		可能	期間で売買することがなく	
			なったこと、かつ、満期ま	
			で又は予見可能な将来にわ	
			たり保有する意思と能力を	
			有すること	
			◇10月13日の改訂で可能に	
公正価値オプショ	売却可能金融資産	不可	_	_
ン	満期保有投資			
	貸付金及び債権			
売却可能金融資産	満期保有投資	右記の場合に	◇以下の場合のいずれか	◇時価で振り替え、
		可能	・(満期まで保有する)意思	振替時点の評価
			と能力の変化	差額は満期まで
			・いわゆるティンティング	実効金利法で償
			(※1)の期間が経過	却する。
			◇従来から可能	◇減損の適用あり
	貸付金及び債権	右記の場合に	◇満期まで又は予見可能な将	
		可能	来にわたり保有する意思と	
			能力を有すること	
			◇10月13日の改訂で可能に	

(※1)企業が当期中又は直前2事業年度中に、満期保有投資のうち僅少とはいえない金額を、満期前に売却又は 分類変更した場合に、いかなる金融資産も満期保有として分類してはならないとする取扱いのことを指す。

(3) IASB「金融資産の分類の変更」の概要

◎この文書は、IFRS(国際財務報告基準)の金融商品の会計基準のうち、分類の変更の部分が、米国基準の会計基準(有価証券の時価評価を定めるSFAS115号)よりも厳しいので緩和してほしいという欧州の金融機関の要望を受けて変更されたものである。10月13日に公表された。そのポイントは、次のとおりである。

i. 「売買目的」からの分類変更

◎企業は、金融資産が、(当初は近い将来に売却または買戻す目的では取得されたとしても)もはや近い将来に売却または買戻す目的では保有されていない場合は、以下のア、イいずれかに該当することを条件に、その金



融資産を、時価評価し評価損益を当期の損益として計上する分類(いわゆる「売買目的」)から除外することができる。その場合、分類変更時の時価が新たな取得原価となる。(従前の取得原価又は償却原価と時価との差額は損益に計上する)。

- ア. 稀な状況下 (in rare circumstances) であること。米国のSFAS115 号「特定の負債証券及び持分 証券への投資の会計処理」で同様の規定があることを受けた見直しと解説されている。IASBでは、稀な状況とは「通常ではなく、かつ、近い将来に再発することが全くありそうにない単独の事象」から 生じるとしている。
- イ.金融資産が「貸付金及び債権」の定義を満たしており、企業がその金融資産を予見可能な期間にわたって、又は満期まで保有し続ける意思と能力があること。この場合は「貸付金及び債権」への分類の変更が認められる。「貸付金及び債権」とは、支払額が固定又は決定可能な、デリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格のないものを指す。米国のSFAS65号「特定の不動産抵当権付ローン銀行の活動」で同様の規定があることを受けた見直しと解説されている。

なお、デリバティブや公正価値オプション(売買目的とは別に、企業が時価評価し評価損益を当期の損益に計上するよう指定すること、わが国では導入されていない)の対象となっている金融商品は、分類の変更はできないこととされている。

- ii. 「売却可能」から「貸付金及び債権」の分類変更
- ◎「売却可能」(わが国の「その他有価証券」)に分類された金融資産が「貸付金及び債権」の定義を満たしており、企業がその金融資産を予測可能な期間中や満期までの間は保有し続ける意思と能力がある場合は、「売却可能」から「貸付金及び債権」に分類を変更することができる。その場合、分類変更時の時価が新たな取得原価となる。従前の取得原価又は償却原価と時価との差額は、満期のある金融商品の場合は、満期まで期間配分(利息法による)し、満期のある金融商品以外の場合は、売却時まで資本の部に計上し続ける。
- iii. 適用時期…2008年7月1日から遡って適用できる。
- ◎分類に関する用語をわが国の会計基準に置き換えた上で、ポイントを要約すれば、次のようになる
- ◇「稀な状況」においては、「売買目的有価証券」のうち、近い将来に売却または買戻す目的で保有されなくなったものは、「売買目的有価証券」から分類を変更できる。即ち、「満期保有目的の債券」や「その他有価証券」に変更することができる。この場合、分類変更時までの時価の変動は損益に計上する。
- ◇「売買目的有価証券」のうち、公表されている価格の無い債券等(※1)については、予見可能な期間中又は 満期まで保有し続ける意思と能力がある場合は、「稀な状況」に限らず、「売買目的有価証券」から「貸付 金及び債権」(※2)に分類を変更できる。この場合も、分類変更時の評価差額は損益に計上する。
- ◇「その他有価証券」のうち、公表されている価格の無い債券等(※1)については、予見可能な期間中又は満期まで保有し続ける意思と能力がある場合は、「稀な状況」に限らず、「その他有価証券」から「貸付金及び債権」(※2)に分類を変更できる。その場合、分類変更時の評価差額は満期まで期間配分する。
- ◇「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」への分類の変更は、従来から一定の場合に認められている。 これについては、変更は無い。
- ◇デリバティブは引き続き、時価評価し評価損益を計上し続ける(分類の変更は不可)。
- ◇「売買目的有価証券」を「満期保有目的の債券」、「貸付金及び債権」(※2)や「その他有価証券」に分類 変更したとしても、減損が生じた場合は減損を計上する点は、変更されていない。
- ◇「売買目的有価証券」、「満期保有目的の債券」、「貸付金及び債権」(※2)、「その他有価証券」の定義 自体は変わっていない。
- ◇2008 年 7 月 1 日から遡って適用できる(欧州は 12 月決算会社が多いので、2008 年度末の下半期からの適用を にらんだものと思われる)。
- ※1 債券等が「貸付金及び債権」に含まれるかは微妙との指摘もある。
- ※2 わが国では債券は時価が無い場合でも「貸付金及び債権」には分類されないが、「債権」と同様の評価を 行なうこととされている。

